



令和4年度 第1回市原市一般行政職Ⅱ職員採用試験 受験案内 【民間企業等職務経験者】

《受付期間》

○電子申請（インターネット）による申込み

4月28日（木）午前9時～5月30日（月）午後5時【受信有効】

（事前準備（P2 参照）が可能な方は、電子申請を御利用ください。）

○郵送による申込み

4月28日（木）～5月25日（水）【消印有効】

※重複申込み（電子申請と郵送、同じ方法での複数回の申込み等）はできません。
（重複申込みをした可能性がある場合は、必ず総務部人事課人材育成係まで御連絡ください。）

《第1次試験日》 6月12日（日）

新型コロナウイルス感染症の影響で、試験日等が変更となる場合があります。
変更となった際は、市ホームページ等でお知らせいたします。

1 試験職種、採用予定人数、主な職務内容等

	試験職種	採用予定人数	主な職務内容
一般行政職Ⅱ （民間企業等職務経験者）	上級土木職	数人	市長部局等に勤務し、土木関係の専門的業務に従事します。

[注] 受験の申し込みは、上記試験職種及び「第1回市原市一般行政職Ⅰ及び資格免許職Ⅰ職員採用試験」の中からいずれか1つに限ります。また、申込書受理後の試験職種の変更は認めません。

2 受験資格

次の(1)から(3)の要件をすべて満たす者

(1) 次のいずれにも該当しない者

① 日本の国籍を有しない者

② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 市原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(2) 活字印刷文による出題に対応できる者

(3) 年齢要件、学歴要件及び職務経験等に該当する者

上級土木職	年 齢 要 件：昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 学歴要件等：次のいずれかに該当する者 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者 ②独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者 職務経験：次の要件を満たす者 民間企業等において、当該職務に関係する経験が直近10年中7年以上（令和4年5月1日現在）有する者 ※1 「職務経験」には、会社員、公務員等として、週あたり30時間以上の勤務をしていた期間が該当します。 ※2 週あたりの勤務時間は、就業規則等で定められた所定労働時間が該当し、時間外勤務は該当しません。 ※3 職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。 ※4 休職・休業期間（育児休業、介護休業等）は、職務経験期間に含めることができません。 ※5 申込日現在で市原市職員（任期の定めのない職員に限る）である者は、受験できません。
-------	--

[注] 最終合格者には、上記の要件を満たすことを証明する書類を提出していただきます。

なお、受験に必要な民間企業等の職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。

【受験上の配慮について】

身体の障がい等があるため、着席位置の配慮、車椅子、補装具（補聴器等）の使用等、受験時の配慮を希望する方は、試験会場等の準備のため、必ず受験申込時に総務部人事課人材育成係まで御連絡ください。

なお、最寄駅等から試験会場までの送迎は行いません。

3 受験手続

電子申請（インターネットによる申込み）

(1) 申込方法 インターネット申込み

ア 事前準備（申込みには以下のものが必要となります。）

○パソコン又はスマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。）

※推奨環境について（推奨環境ではない場合、電子申請ができないことがあります。）

Google Chrome 最新版

・JavaScript が使用できる設定であること。

・PDF を閲覧できる環境であること。（一部機能）

※「Internet Explorer」は、電子申請に対応していません。

○本人のメールアドレス

※「city.ichihara.lg.jp」「.bsmrt.biz」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定

○PDFファイルを読むためのソフト

○受験票を印刷するためのプリンタ（コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可）

○顔写真のデータ

※申込前6カ月以内に脱帽・上半身正面向きを撮ったもので本人と確認できるものとします。（縦4cm×横3cm）

イ 申込手順

①市原市採用Webページ（<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=62666c61556fcf2621ff8503>）の「職員採用試験」にある「令和4年度第1回職員採用試験 受験案内」で設ける「電子申請による申込」から申込専用サイトへ接続し、メールアドレス等を事前登録

②事前登録完了メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を本登録

③本登録完了メールを受信し、申込完了

(2) 注意事項 必ず別紙「電子申請利用案内」を一読し、確認しながら申込みをしてください。

(3) 受験票 申込受付期間終了後、令和4年6月上旬までに受験票交付のお知らせに関するメールを送信しますので、確認後、マイページにログインし、受験票を印刷してください。

郵送による申込み

(1) 申込方法 下記の①から③を市原市総務部人事課人材育成係まで受付期間内に郵送してください。

① 申込書（必要事項の全てを記載し、最近6カ月以内に撮影した写真1枚（縦4cm×横3cm）を貼付する。）

※「令和4年度 第1回市原市職員採用試験申込書《土木職》」も併せて作成してください。

② 職務経歴書（実務経歴）（必要事項の全てを記載する。）

③ 返信用封筒（長形3号（12cm×23.5cm）：宛先を記入のうえ、244円切手を貼付したもの。）

※自分の名前の下に「様」と記入してください。（「行」、「宛」等とは記入しないでください。）

なお、申込書は令和4年4月28日（木）より人事課及び各支所で配布、または市採用Webページから印刷できます。

市採用Webページから印刷する場合は、必ずA4サイズの白紙（感熱紙は不可）を使用してください。

(2) 注意事項

封筒の表に「採用試験受験申込」と朱書きしてください。令和4年5月25日（水）までの消印のあるものに限り受付します。郵送方法は指定しませんが、「特定記録」等の方法が確実です。郵便を利用した場合の事故等（料金不足により届かない、消印で日付を確認できない等）により、受付できない場合は、一切責任を負いません。

(3) 受験票

令和4年6月上旬までに返信用封筒に記入されている宛先に郵送します。

4 試験の日程等

試験	日時	場所
第1次試験	令和4年6月12日（日） 受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までを予定しておりますが、変更となる可能性もあります。後日、連絡する電子メール（電子申請の場合）又は送付する受験票（郵送による申込みの場合）を確認してください。	後日、連絡する電子メール又は受験票を確認してください。
	【終了予定時刻】午前10時20分頃	
第2次試験	令和4年7月上旬から令和4年7月下旬までの間に実施します。（予定）	第1次試験合格者に通知します。

[注] 災害等により、試験の日程等を変更する場合は、市採用 Web ページでお知らせします。

5 試験の方法

(1) 第1次試験

① 試験科目内容

試 験	方 法	内 容
教養試験	択一式	社会で必要とされる基礎的な知的能力及び知識についての大学卒業程度の筆記試験 120 問出題(1 時間) ※従来の公務員型教養試験とは内容が異なり、基礎的な知識や能力を問うものとなっており、公務員型の試験対策を行っていない方でも受験しやすくなっています。

② 試験科目別出題分野一覧表

試 験	内 容
教養試験	長文読解、四則演算等、論理的思考力に関する知的能力並びに一般教養・時事、基礎英語に関する知識

③ 試験当日持参するもの（その他必要なものがある場合は受験票送付時にお知らせします。）

◆受験票 ◆鉛筆またはシャープペンシル（HB または B） ◆消しゴム

(2) 第2次試験

試 験	内 容
プレゼンテーション試験	課題発見力、計画力、創造力、発信力及び傾聴力についての市が指定する課題に対する発表及び質疑応答による試験
個人面接	主として人物、性格等についての個別面接による試験
適性検査	職務遂行に必要な適性に関する検査（個人面接の参考とします。）

なお、第2次試験の詳細については、第1次試験合格者に通知します。

6 試験結果の発表

試 験	期 日	方 法
第1次試験	令和4年6月下旬（予定）	市採用Webページ、市役所前掲示場及び各支所前の掲示場において、合格者の受験番号を掲示します。なお、合格者には文書で通知します。
第2次試験	令和4年8月上旬（予定）	可否にかかわらず、第2次試験受験者全員に文書で通知します。

7 試験の配点

第1次試験	第2次試験	
教養試験	個人面接	プレゼンテーション試験
100点	200 点	100点

(1) 全ての試験は標準点化します。標準点とは、標準偏差を用いて算出したもので、受験者の点数は概ね 0 点から 100 点（200 点）に分布し、平均点が 50 点（100 点）となります。

(2) 最終合格者は、第 2 次試験の成績に基づいて決定し、第 1 次試験の成績は反映されません。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に登載されます。

(2) 採用は、原則として令和5年4月1日の予定です。ただし、最終合格者の希望を確認のうえ、令和5年4月1日よりも前に採用されることがあります。

9 給与、勤務時間等

- (1) 初任給及び職位の格付けは、最終学歴・経歴（職務内容・期間等）に応じて、一定の基準により決定します。
大学等卒業直後に民間企業等で正規職員として一定期間勤務し、その後に採用された場合、令和4年4月1日現在の初任給（地域手当を含む）の例は、次のとおりです。

正規の職務経験年数 ⇒ 初任給(地域手当を含む) ※	その他の手当
職務経験 7年の場合 ⇒ 258,940円（職位:2級） 職務経験10年の場合 ⇒ 287,760円（職位:3級） 職務経験15年の場合 ⇒ 325,380円（職位:3級）	扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

※上記「初任給（地域手当を含む）」とは、職務経験年数に応じた加算を加えた後の給料月額に地域手当（給料月額×10%）を加算した額です。令和5年4月1日以降に採用される場合は変更されることがあります。

- (2) 勤務時間 1週につき38時間45分、1日7時間45分(週休2日制)
ただし、職種や勤務場所によっては変則勤務があり、これと異なる場合があります。
- (3) 有給休暇 ◆年次休暇 4月採用の場合は、一の年度において20日間
◆特別休暇 夏季、結婚、産前・産後、子育て、忌引、ボランティア等

10 令和3年度の職員採用試験の実施状況

第1回（6月）			第2回（9月）			第3回（12月）		
第1次試験 受験者数	最終 合格者数	倍率	第1次試験 受験者数	最終 合格者数	倍率	第1次試験 受験者数	最終 合格者数	倍率
実施なし			—	—	—	—	—	—

11 問い合わせ先

受験手続その他当該試験についての問い合わせは、市原市総務部人事課人材育成係までお願いします。



市原市 総務部 人事課 人材育成係

〒290-8501 市原市国分寺台中央一丁目1番地1
市原市役所 第2庁舎 2階
電話0436-22-1111(内線2565)

◆交通 JR五井駅下車バス15分

◆市原市採用Webページ

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/2ndCategory?categoryId=10804000>